

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者のニーズに合わせた生活支援サービスの整備が必要。現状の生活支援サービスは、提供回数等に課題が生じている。	新規または既存事業の見直しによる生活支援サービスの充実	既存事業(社会資源)の整理・実施に向けた検討 【取組の目標指標】 R3 R4 R5 0 1事業 1事業	既存の見守りを兼ねた配食サービス事業の課題へ対応し、R4年度(9～3月)新規事業を開始。R5年度も継続して、飲食業者への委託による安否確認と配食を行った。 【結果】 委託事業者2か所 登録者数 実22名 配食件数 延1,401件	◎	R4～5年度にかけて配食と安否確認機能を徹底したサービスを確立し、既存の社協配食事業との統合・強化に向け協議を重ねた。 町内全域に対応可能な飲食事業者の参入拡大を狙い、担当者間でも検討を行い、R6年度からの実施を実現した。
①自立支援・介護予防・重度化防止	介護認定者数は、H30年度以降年々増加傾向にある。R5年度までに、要介護2以下の軽度者が62人増、要介護3以上の重度者は20人減。介護予防事業の充実強化が必要。	住民主体の介護予防活動の支援	住民主体の通いの場「みんなのステーション」の開催。高齢者同士が、主体的に身近な場所で交流・フレイル予防に取り組める地区を増やす。 【開催回数】 R3 R4 R5 4地区 5地区 6地区	町が自治会へ事業を委託。各自治会が実情に合わせて運動実践や脳トレ、お茶会等のプログラムを計画。町はインセンティブ支援、希望に応じた講師派遣等で後方支援を実施。 【開催回数】 R3 R4 R5 2地区 2地区 2地区	○	感染症の発生・拡大を懸念し開催控えをしていた自治会もあったが、徐々に再開の意向を示している。感染症に配慮しながら、地域における通いの場を継続できるよう支援の工夫が必要。 本格的な定期開催に先立ち、単発の介護予防教室等を提案し、定着化への準備を支援する。
①自立支援・介護予防・重度化防止	要介護認定者を除く一般高齢者の4割以上は「認知機能の低下」や「うつ傾向」のリスクに該当している。認知症に対する正しい理解と対応に関する周知が必要。	認知症への理解を深めるための普及・啓発活動の促進	町内小中学校、高等学校等で、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者を増やす。 【認知症サポーター登録数(累計)】 R3 R4 R5 1,100人 1,180人 1,260人	町内2小学校、1中学校、1高等学校と2団体の計6回養成講座を開催。また、既受講者を対象としたフォローアップ講座も1回開催。 【認知症サポーター登録数】 ※新規累計 R3 R4 R5 1,091人 1,203人 1,309人	◎	開催を希望する団体が予定通り実施できるように、依頼側と感染症対策を講じながら日程調整等の打合せをし早めに調整を図る必要がある。 R5年度にフォローアップ講座に着手し反応は良好。今後はチームオレンジ設立に向けた実践事例等の具体例を紹介するなど内容の更なる工夫が必要である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議(包括福祉ケア会議)を活用し、個別課題の解決と地域づくりの検討を進めている。今後内容の充実が求められる。	地域ケア会議の充実を図る	包括福祉ケア会議(地域ケア推進会議)において地域課題の検討を行う。 【検討回数】 R3 R4 R5 年1回 2回 2回	令和5年度開催は2回。 2回とも参集型で実施した。第1回の内容は各部会報告と各種計画の見直しに係る意見聴取。第2回は、特に障がい福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定に関する内容。地域の実情と課題を共有し、対策について意見交換した。	○	地域ケア推進会議において、具体的な課題を共有し地域づくりや資源開発につなげていくため、政策形成について検討できる進め方を強化していく必要がある。
②給付適正化	ケアプラン点検は、給付の適正化に加え自立支援を促すケアマネジメントを行う上でも重要である。すべての事業を対象に毎年実施することが望ましいがマンパワー不足が課題である。	ケアプラン点検の継続実施	自立支援を促すケアマネジメントが行われているか点検する。 【点検件数】 R3 R4 R5 12件 12件 12件	介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、面接や書面による点検を実施。 【点検件数】 R3 R4 R5 2事業所 1事業所 2事業所 6件 2件 3件	○	保険者と介護支援専門員がともにケアマネジメントのプロセスを踏まえながらケアプランの確認を行うことで、気づきが促されている。R5年度は会計年度任用職員看護師を配置し、適正化事業の強化を行った。
②給付適正化	ケアプラン点検と同様に給付の適正化及び自立支援の観点から、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の調査を継続して取り組む。	住宅改修の施工前・施工後の全件点検の実施(訪問又は書類)	日常生活動作の自立に繋がる住宅改修となっているか点検する。 【点検件数】 R3 R4 R5 40件 40件 40件	職員2名(うち1名は看護師)が、住宅改修の申請受理後、実施前・実施後の訪問により全件点検を実施。 【点検件数】 R3 R4 R5 25件 25件 24件	○	会計年度任用職員看護師を配置し、原則訪問による点検とし、日常生活動作の自立に繋がることを目的に全件点検を行う。 また、令和5年度は県アドバイザー派遣事業を活用してケアプラン点検及び福祉用具点検を実施。今後も全事業所に展開予定である。